

# しょうがいしゃぎゃくたい 障害者を虐待から

# まも 守りましょう!

知っていますか?

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 「障害者虐待防止法」



## ぜつたい 絶対にあってはならない障害者への虐待

ぎゃくたいしょうがいしゃそんげん 虐待は障害者の尊厳をおびやかす、じりつしゃかいさんか 自立や社会参加をさまたげます。ぜつたい 虐待は絶対にあってはならないことですが、ぎゃくたいき 虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。しょうがいしゃぎゃくたい 障害者の虐待は――

- 特定のひとかてい、場所ではなく、どこのかていでも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされているひとが虐待だと認識できず、じぶんひがいうった 自分から被害を訴えられない場合があります。

そのため、ぎゃくたいみせ 虐待を防ぐためには、じゅうみんひとり 住民一人ひとりがこの問題を認識して、ちいさなちようこうみのが 小さな兆候を見逃さず、そうきほっけん 早期に発見することが大切です。

### ■ 虐待に気づいたら すみやかに通報を

しょうがいしゃぎゃくたいき 障害者虐待に気づいた人には、しくちようそんたんとうまどぐち 市区町村の担当窓口への通報義務があります。ちいきはやたいおうしえん 地域ぐるみの早めの対応や支援が、ぎゃくたいしょうがい 虐待されている障害者だけでなく、ぎゃくたいかぞく 虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。



# 障害者虐待防止法って どんな法律？

## 障害者のあたりまえの生活を守る法律です

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。



## 対象となる障害者とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。（18歳未満の人も対象になります）

※ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

## 3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

### 養護者による 障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。



### 障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



### 使用者による 障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。



## 通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇をすることなどは禁じられています。匿名で通報することもできます。

# こんなことが虐待に ～障害者虐待の例～

## 身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。  
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

### たとえば…

- 平手打ちにする ● 殴る ● 蹴る
- つねる ● 縛りつける ● 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など

### こんなサインが…

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざなどの説明が変化する。 など



## 性的虐待

障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつな  
ことをしたり、させたりすること。

### たとえば…

- 性交 ● 性器への接触 ● 裸にする
- キスをする ● 障害者にわいせつな話  
をする、映像を見せる など

### こんなサインが…

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。 など



## 心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度  
で、精神的な苦痛を与えること。

### たとえば…

- 怒鳴る ● ののしる ● 悪口を言う
- 仲間に入れない ● 子どもあつかいす  
る ● わざと無視する など

### こんなサインが…

- おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。 など



## 放棄・放置(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとん  
どせず、障害者の心身を衰弱させること。

### たとえば…

- 十分な食事を与えない ● 不潔な住  
環境で生活させる ● 必要な医療や福祉  
サービスを受けさせない など

### こんなサインが…

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。 など



## 経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使  
うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

### たとえば…

- 年金や賃金を渡さない ● 勝手に財産  
や預貯金を使う ● 日常生活に必要な金  
銭を与えない など

### こんなサインが…

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができていない。 など



# 障害者虐待への対応

虐待を受けたと思われる障害者を発見した人からの通報、虐待を受けた障害者からの届出は、障害者虐待通報専用ダイヤルやメールフォーム（詳しくは裏面）からも可能で、全ての通報・届出は茨木市障害者虐待防止センターで受け付けます。

生命や身体にかかわるような緊急事態もあるので、まずは障害者の安全を最優先に考え、対応します。

## 養護者による障害者虐待の場合

虐待を発見した人

通報

虐待を受けた人

茨木市障害者虐待防止センター（受付）

緊急性の判断や事実確認の方法を協議

事実確認・訪問調査

生命・身体に重大な危険性がある場合、立入調査

対応方針の検討：具体的な支援策を検討

支援の実施

障害者の保護

障害者への支援

養護者への支援

状況の把握（モニタリング）

虐待対応の終結

# 「虐待される人」「虐待してしまう人」 の両方を救うために

## 養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



## 養護者に対するサポート例

### <負担を軽くする>

障害者の短期入所など障害福祉のサービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

### <心のケアをする>

カウンセリングの利用や家族会への参加などで、精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

### <知識や技術を増やす>

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

### <専門的な支援をする>

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。



「もしかして・・・?」、「虐待かも・・・」と感じたら

いばら き し しょうがいしゃぎゃくたいぼう し  
「茨木市障害者虐待防止センター」 (福祉総合相談課内)

そうだん つうほう  
に相談・通報してください!



つうほう とどけ で ひと じょうほう まも  
通報や届出をした人の情報は守られます

いばら き し しょうがいしゃぎゃくたいつうほう  
茨木市障害者虐待通報ダイヤル

☎ 072-622-5585

じ かん にちうけつけ  
《 24 時間 365 日受付 》

ぎゃくたいつうほうせんよう し けいさい  
虐待通報専用メールフォームは、市のホームページに掲載しています。

いばら き し しょうがいしゃぎゃくたい  
茨木市 障害者虐待

けん さく  
検 索

メールアドレス：[gyakubouc@city.ibaraki.lg.jp](mailto:gyakubouc@city.ibaraki.lg.jp)



はっ こう  
発 行

いばら き し しょうがいしゃぎゃくたいぼう し  
茨木市福祉部福祉総合相談課 (茨木市障害者虐待防止センター)

このリーフレットは、こうせいろうどうしやう しちやうせん とどうふけん しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし たいあう をもとに作成しました。

UD FONT  
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。